

1. 警備員の制限について

参照条文(警備業法)

(警備員の制限)

- 第14条 1 18歳未満の者又は第3条第1号から第7号までのいずれかに該当する者は、警備員となってはならない。
- 2 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

参照条文(警備業法)

(警備業の要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

- 1 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第1条各号に掲げる行為をした者
- 4 集团的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第2条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による、不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは、第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により警備業務を、適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者